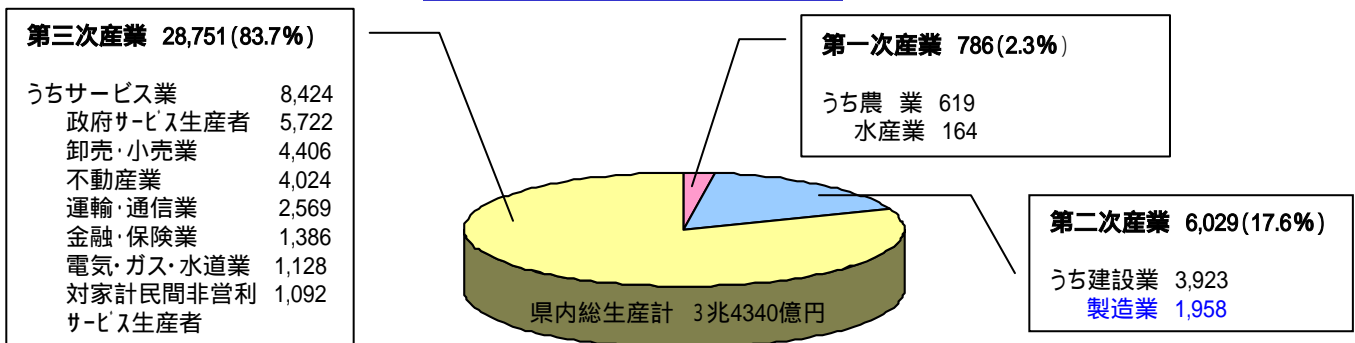


## 目的・概要

沖縄経済の発展のためには、製造業等を盛んにすることが重要ですが、そのためにも市場ニーズを的確に捉え、研究開発や技術移転、デザイン開発の推進、他の産業分野との連携等を通じた、製造業等の高付加価値化への対応が不可欠です。

このため、この法律ではデザイン業などの産業高度化事業の集積を促進することにより、製造業等の高度化を図るため「**産業高度化地域**」制度が設けられました。この地域で活動するこれらの企業は、**税金や資金の特例**などの優遇制度を受けられます。

県内総生産(1999年度)の構成



(単位)億円

(注)県内総生産(帰属利子等控除後)を100としているため、各産業の構成比計は100%ではありません

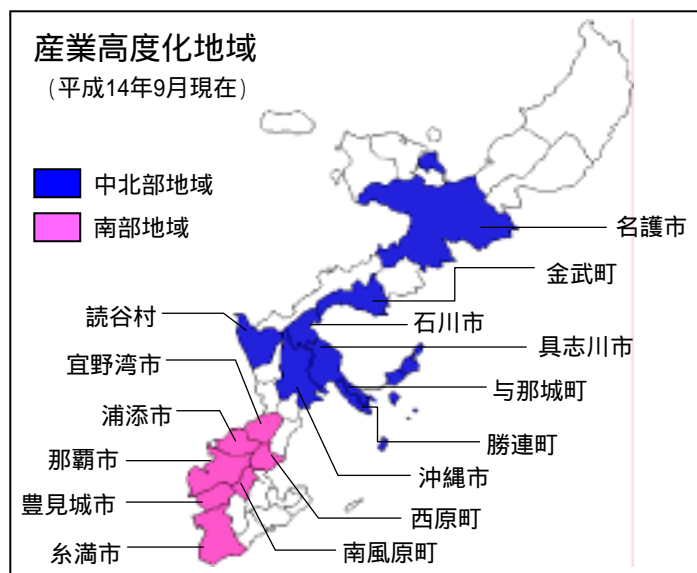
資料:沖縄県勢のあらまし

## 指定される地域

「産業高度化地域」の対象となるのは、以下の条件を備えた地域です。

- ・ 業務に必要な知識や技術などの教育・研究施設がある
- ・ 産業の高度化を行う企業がある程度集まっている
- ・ 労働力が確保しやすい
- ・ 土地が確保しやすい
- ・ 水が確保できる
- ・ 輸送施設が整備しやすい

中北部地域および南部地域の2地域(15市町村)が平成14年7月10日付けで産業高度化地域に指定されました。



## 産業高度化地域のメリット

産業高度化地域内で製造業等や産業高度化事業のための施設を新たに建設したり増設する事業者は、**課税の特例**を受けることができます。

また、国や沖縄県、各市町村は**資金の調達に関する援助**や必要と考えられる**インフラ**の整備、**人材育成**のための施設の整備に努めるよう定められています。

< 優遇措置の詳細 >

	優遇項目	優遇措置の概要
国税	投資税額控除	新たに取得した機械・装置、器具・備品、建物等の価格の一定割合が法人税から控除されます。機械・装置、器具・備品*15%、建物8%（ただし、法人税額の20%以内）、繰越4年、投資上限額20億円
	特別償却	当該機械等の減価償却額に、取得価格の一定の割合を償却できます。機械・装置、器具・備品*34%、建物等20%
地方税	地方交付税による減収補填措置	事業税、不動産取得税、固定資産税が減免されます（県や市町村の税収が減った場合、地方交付税によって補填されます）
	特別土地保有税の非課税	一定の産業の事業のために土地を取得して、設備を新增設した場合、特別土地保有税が非課税になります
	事業所税の非課税等	一定の産業の事業のための施設を新增設した場合の事業所税が非課税となり、資産割の課税標準が1/2控除されます
その他	融資	貸付利率、期間などについて、沖縄振興開発金融公庫の融資条件が有利に設定されます

どちらかを選択

\* 器具・備品は産業高度化事業に適用

## 対象となる業種

優遇措置の対象となるのは、主に事業者の能力を向上させることによって事業の高付加価値化を支援する産業高度化事業と製造業などです。

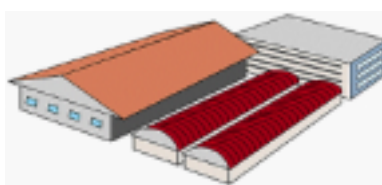
### 産業高度化事業



- ・ 機械修理業
- ・ 総合リース業
- ・ 産業用機械器具賃貸業
- ・ 事務用機械器具賃貸業
- ・ 広告代理業
- ・ デザイン業
- ・ 機械設計業
- ・ 経営コンサルタント業
- ・ エンジニアリング業
- ・ ディスプレイ業
- ・ 産業用設備洗浄業
- ・ 非破壊検査業
- ・ 自然科学研究所

(注) 国税（投資税額控除、特別償却）の対象は 印

### 製造業など



- ・ 製造業
- ・ 道路貨物運送業
- ・ 倉庫業
- ・ こん包業
- ・ 卸売業

